

地域で守ろう子どもたち

子どもを守る 110番の家

■活動マニュアル■



茨城県警察本部

活動マニュアル

1 「子どもを守る110番の家」制度とは

子ども等が「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの犯罪等の被害に遭った、あるいは被害に遭いそうになったと「子どもを守る110番の家」に助けを求めてきた時、その子どもを保護し、直ちに、110番通報等により警察へ連絡するなど地域ぐるみで子どもたちの安全を守るボランティア制度です。

2 活動内容

- 犯罪等の被害に遭い、または、遭いそうになって救助を求めてきた子ども等の保護
- 事件・事故の発生を認知した時の110番通報
- 日常生活のなかで、近所に子どもたちが被害に遭いそうな危険な箇所等を発見した場合の連絡

3 活動上の留意事項

- 子ども等のプライバシーを尊重し、秘密を守りましょう。
- 相手の立場にたった、思いやりのある活動に心がけましょう。
- 無理な活動は決してしないようにしましょう。
- 事故防止には、特に注意しましょう。

4 活動要領

子どもの駆け込み等緊急事態が発生した時は、次の手順で簡単に事情を聞いたうえで110番をお願いします。



● 何があったか

- わいせつ（連れ去り、体に触れる、車に乗せようとする等）
- 声かけ（お菓子や物を買ってあげる、遊びに行こう、家まで送ってあげる等）
- つきまとい（追いかけ、立ちふさがり等）

● いつ

● どこで（場所） 目標物

● 犯人は

- 男・女（ ）人 ○ 年 令（ ）才位
- 身 長（ ）cm位 ○ 体 格
- 服装は、上（ ）、下（ ）
- その他特徴（メガネ、ヒゲ、帽子等）
- 逃走手段は（徒歩、自転車、オートバイ、車等）
（ナンバー） （色）（裏面参照）
- 逃走方向

● 子どもの住所

学校名

学年、氏名

● あなたの住所、氏名、店名、電話番号等

● あなたの家が「こどもを守る110番の家」であること

- ※ 飛び込んできた子どもが、泣いているとき等は「だいじょうぶ」と声をかけ安心させてください。
- ※ 110番は、県下どこからでも警察につながります。
（怪我等をしている場合は、119番若しくは、110番の際その旨を連絡してください。）
- ※ あなたの通報に基づき、できるだけ早く近くのパトカーや警察官等を駆けつけさせますので、子どもが一人で帰ると言っても、その場で一時待つよう説明してください。

110番 6つのポイント



自動車の区分、色

	そらいろ		乗用車		軽ワゴン		RVタイプ
	しろいろ						
	はだいろ						
	おうどいろ		乗用車		軽貨物		ステーション ワゴン
	ちゃいろ						
	しゅいろ						
	あか						
	あお		乗用車		ワンボックス		ワゴン タイプ
	あいいろ						
	きみどり						
	みどり		軽乗用車		ワンボックス		中型貨物
	はいいろ						

電話番号おぼえ

警察署	()
交番・駐在所	()
中学校	()
小学校	()
幼稚園	()
保育園	()
	()